

2024年版
ユーキャンの社労士 速習レッスン
法改正に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。
本書の記載内容について、法改正に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。
なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

●お知らせ

- 下記は、本書の記載内容について、令和5年9月1日より後に公布された法令等であって、令和6年度試験の対象となるもの（令和6年4月12日現在施行のもの）についての変更箇所です。
- 条文番号の変更については、原則として、記載を省略しています。

■「第19版 第1刷（2023年10月20日）」をお持ちの方

★【第1部】労働科目一第1章 労働基準法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
116	(2) 周知の方法 囲み内 ③ 1行目	③磁気テープ、磁気ディスク等に記録し、 ～	③使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、～	2024.5.31

★【第1部】労働科目一第2章 労働安全衛生法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
190	欄外 (※4) ③ 1行目	③磁気ディスク等に記録し、～	③事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、～	2024.5.31

★【第1部】労働科目一第3章 労働者災害補償保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
251	(1) 下から2行目～	～常時介護の場合は172,550円、随時介護の場合は86,280円～	～常時介護の場合は177,950円、随時介護の場合は88,980円～	2024.5.31
	(2) 3行目	～常時介護の場合は77,890円、随時介護の場合は38,900円～	～常時介護の場合は81,290円、随時介護の場合は40,600円～	2024.5.31

★【第1部】労働科目一第4章 雇用保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
350	●支給申請手続きのイメージ 【受給資格の確認】 1行目	受講開始 <u>1ヵ月前</u> までに、～	受講開始 <u>14日前</u> までに、～	2024.5.31
	(1) 受講前の手続き 囲み内 ② 1行目	～を開始する <u>1ヵ月前</u> までに、～	～を開始する <u>14日前</u> までに、～	2024.5.31
353	●支給申請手続きのイメージ 【受給資格の確認】 1行目	受講開始 <u>1ヵ月前</u> までに、～	受講開始 <u>14日前</u> までに、～	2024.5.31
	(1) 囲み内 ② 1行目	～を開始する <u>1ヵ月前</u> までに、～	～を開始する <u>14日前</u> までに、～	2024.5.31
355	●受給手続きのイメージ 【受給資格の確認】 1行目	受講開始 <u>1ヵ月前</u> までに、～	受講開始 <u>14日前</u> までに、～	2024.5.31
	(1) 囲み内 ① 1行目	～開始日の <u>1ヵ月前</u> まで(※8)に、～	～開始日の <u>14日前</u> まで(※8)に、～	2024.5.31
	欄外(※8) 1行目	<u>この期限後</u> に一般被保険者の資格を～	<u>訓練開始日の1ヵ月前の日後</u> に一般被保険者の資格を～	2024.5.31
356	トライ&チェック 5 3行目	～を開始する日の <u>1ヵ月前</u> までに、～	～を開始する日の <u>14日前</u> までに、～	2024.5.31
369	2. 下から2行目	～支給される <u>労働移動支援助成金</u> 等の～	～支給される <u>早期再就職支援等助成金</u> 等の～	2024.5.31

★【第1部】労働科目一第5章 労働保険徴収法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日	
398	①労災保険率表 ※変更：5箇所	表を以下のものに変更してください。		2024.5.31	
		事業の種類の分類	事業の種類		労災保険率
		林業	林業		1,000分の <u>52</u>
		漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)		1,000分の18
			定置網漁業又は海面魚類養殖業		1,000分の <u>37</u>
		鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業		1,000分の<u>88</u>
			石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		1,000分の <u>13</u>
			原油又は天然ガス鉱業		1,000分の<u>2.5</u>
			採石業		1,000分の <u>37</u>
			その他の鉱業		1,000分の26
		建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業		1,000分の34
			道路新設事業		1,000分の11
			舗装工事業		1,000分の9
			鉄道又は軌道新設事業		1,000分の9
			建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)		1,000分の9.5

表を以下のものに変更してください。

	既設建築物設備工事業	1,000 分の 12	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000 分の 6	
	その他の建設事業	1,000 分の 15	
製造業	食料品製造業	1,000 分の 5.5	
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000 分の 4	
	木材又は木製品製造業	1,000 分の 13	
	パルプ又は紙製造業	1,000 分の 7	
	印刷又は製本業	1,000 分の 3.5	
	化学工業	1,000 分の 4.5	
	ガラス又はセメント製造業	1,000 分の 6	
	コンクリート製造業	1,000 分の 13	
	陶磁器製品製造業	1,000 分の 17	
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000 分の 23	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1,000 分の 6.5	
	非鉄金属精錬業	1,000 分の 7	
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1,000 分の 5	
	鋳物業	1,000 分の 16	
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1,000 分の 9	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1,000 分の 6.5	
	めっき業	1,000 分の 6.5	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1,000 分の 5	
	電気機械器具製造業	1,000 分の 3	
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1,000 分の 4	
	船舶製造又は修理業	1,000 分の 23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1,000 分の 2.5	
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000 分の 3.5	
	その他の製造業	1,000 分の 6	
	運輸業	交通運輸事業	1,000 分の 4
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1,000 分の 8.5
		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1,000 分の 9
港湾荷役業		1,000 分の 12	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000 分の 3	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000 分の 13	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000 分の 13	
	ビルメンテナンス業	1,000 分の 6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000 分の 6.5	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000 分の 2.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1,000 分の 3	
	金融業、保険業又は不動産業	1,000 分の 2.5	
	その他の各種事業	1,000 分の 3	

表
※変更：14 箇所

399

2024.5.31

② 2 行目

～労災保険率は、**1,000分の47**とされています。

～労災保険率は、**1,000分の42**とされています。

2024.5.31

400

欄外（※4）
下から 2 行目

令和 6 年度の雇用保険率は、本書編集時点では未定である。

令和 6 年度の雇用保険率は、令和 5 年度と同じ率に据え置かれた。

2024.5.31

428

欄外（※5）
4 行目

令和 5 年の～

令和 6 年の～

2024.5.31

★【第Ⅱ部】社会保険科目一第6章 健康保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
52	欄外 (※4) 3行目	～、令和5年度は～	～は、令和6年度は～	2024.5.31
99	欄外 (※5) 3行目～4行目	～、令和5年度は1,000分の18.2である。	～、令和6年度は1,000分の16.0である。	2024.5.31

★【第Ⅱ部】社会保険科目一第7章 国民年金法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
153	欄外 (※6)	令和5年度の改定率は、 <u>新規裁定者 1.018、既裁定者 1.015</u> である。	令和6年度の改定率は、 <u>1.045 (既裁定者のうち昭和31年4月1日以前生まれの者は1.042)</u> である。	2024.5.31
155	欄外 (※7) 5行目～9行目	～。令和5年度の調整率に係る公的年金被保険者総数変動率は <u>1.000</u> であったため、調整率は <u>0.997</u> となった。	～。令和6年度の調整率に係る公的年金被保険者総数変動率は <u>0.999</u> であったため、調整率は <u>0.996</u> となった。	2024.5.31
	欄外 (※11)	令和5年度の特別調整率は、～。	令和6年度の特別調整率は、～。	2024.5.31
161	1. 満額の年金額 囲み内	(令和5年度価額： <u>新規裁定者 795,000円、既裁定者 792,600円</u>)	(令和6年度価額： <u>816,000円 (既裁定者のうち昭和31年4月1日以前生まれの者は813,700円)</u>)	2024.5.31
179	1. 障害基礎年金の額 表内 障害等級2級	(令和5年度価額： <u>新規裁定者 795,000円、既裁定者 792,600円</u>)	(令和6年度価額： <u>816,000円 (既裁定者のうち昭和31年4月1日以前生まれの者は813,700円)</u>)	2024.5.31
180	(2) 加算額 表内 第1子・第2子	(令和5年度価額： <u>228,700円</u>)	(令和6年度価額： <u>234,800円</u>)	2024.5.31
	表内 第3子以降	(令和5年度価額： <u>76,200円</u>)	(令和6年度価額： <u>78,300円</u>)	
189	1. 遺族基礎年金の基本的な額 囲み内	(令和5年度価額： <u>新規裁定者 795,000円、既裁定者 792,600円</u>)	(令和6年度価額： <u>816,000円 (既裁定者のうち昭和31年4月1日以前生まれの者は813,700円)</u>)	2024.5.31
190	子についての加算額 表内 第1子・第2子	(令和5年度価額： <u>228,700円</u>)	(令和6年度価額： <u>234,800円</u>)	2024.5.31
	表内 第3子以降	(令和5年度価額： <u>76,200円</u>)	(令和6年度価額： <u>78,300円</u>)	
191	子についての加算額 表内 第2子	(令和5年度価額： <u>228,700円</u>)	(令和6年度価額： <u>234,800円</u>)	2024.5.31
	表内 第3子以降	(令和5年度価額： <u>76,200円</u>)	(令和6年度価額： <u>78,300円</u>)	
202	欄外 (※2) 2行目・4行目	基準月の属する年度が令和5年度（保険料額は <u>16,520円</u> ）であって、～	基準月の属する年度が令和6年度（保険料額は <u>16,980円</u> ）であって、～	2024.5.31
	8行目～9行目	～、 <u>495,600円 (=16,520円×2分の1～</u>	～、 <u>509,400円 (=16,980円×2分の1～</u>	
	11行目	～、令和5年度の～	～、令和6年度の～	

【第Ⅲ部】社会保険科目一第8章 厚生年金保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日																								
277	欄外 (※7)	令和5年度の改定率は、 <u>新規裁定者 1.018、既裁定者 1.015</u> である。	令和6年度の改定率は、 <u>1.045 (既裁定者のうち昭和31年4月1日以前生まれの者は1.042)</u> である。	2024.5.31																								
278	欄外 (※2) 5行目～6行目	～。令和5年度は <u>0.997</u> 。	～。令和6年度は <u>0.996</u> 。	2024.5.31																								
292	2. (1) 表 加給年金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和5年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>228,700円</u>)</td> </tr> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>228,700円</u>)</td> </tr> <tr> <td>74,900円×改定率</td> <td>(<u>76,200円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和5年度価額)		224,700円×改定率	(<u>228,700円</u>)	224,700円×改定率	(<u>228,700円</u>)	74,900円×改定率	(<u>76,200円</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和6年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>234,800円</u>)</td> </tr> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>234,800円</u>)</td> </tr> <tr> <td>74,900円×改定率</td> <td>(<u>78,300円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和6年度価額)		224,700円×改定率	(<u>234,800円</u>)	224,700円×改定率	(<u>234,800円</u>)	74,900円×改定率	(<u>78,300円</u>)	2024.5.31								
加給年金額 (令和5年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>228,700円</u>)																											
224,700円×改定率	(<u>228,700円</u>)																											
74,900円×改定率	(<u>76,200円</u>)																											
加給年金額 (令和6年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>234,800円</u>)																											
224,700円×改定率	(<u>234,800円</u>)																											
74,900円×改定率	(<u>78,300円</u>)																											
293	2. (2) 表 特別加算額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別加算額 (令和5年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,200円×改定率</td> <td>(<u>33,800円</u>)</td> </tr> <tr> <td>66,300円×改定率</td> <td>(<u>67,500円</u>)</td> </tr> <tr> <td>99,500円×改定率</td> <td>(<u>101,300円</u>)</td> </tr> <tr> <td>132,600円×改定率</td> <td>(<u>135,000円</u>)</td> </tr> <tr> <td>165,800円×改定率</td> <td>(<u>168,800円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	特別加算額 (令和5年度価額)		33,200円×改定率	(<u>33,800円</u>)	66,300円×改定率	(<u>67,500円</u>)	99,500円×改定率	(<u>101,300円</u>)	132,600円×改定率	(<u>135,000円</u>)	165,800円×改定率	(<u>168,800円</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別加算額 (令和6年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,200円×改定率</td> <td>(<u>34,700円</u>)</td> </tr> <tr> <td>66,300円×改定率</td> <td>(<u>69,300円</u>)</td> </tr> <tr> <td>99,500円×改定率</td> <td>(<u>104,000円</u>)</td> </tr> <tr> <td>132,600円×改定率</td> <td>(<u>138,600円</u>)</td> </tr> <tr> <td>165,800円×改定率</td> <td>(<u>173,300円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	特別加算額 (令和6年度価額)		33,200円×改定率	(<u>34,700円</u>)	66,300円×改定率	(<u>69,300円</u>)	99,500円×改定率	(<u>104,000円</u>)	132,600円×改定率	(<u>138,600円</u>)	165,800円×改定率	(<u>173,300円</u>)	2024.5.31
特別加算額 (令和5年度価額)																												
33,200円×改定率	(<u>33,800円</u>)																											
66,300円×改定率	(<u>67,500円</u>)																											
99,500円×改定率	(<u>101,300円</u>)																											
132,600円×改定率	(<u>135,000円</u>)																											
165,800円×改定率	(<u>168,800円</u>)																											
特別加算額 (令和6年度価額)																												
33,200円×改定率	(<u>34,700円</u>)																											
66,300円×改定率	(<u>69,300円</u>)																											
99,500円×改定率	(<u>104,000円</u>)																											
132,600円×改定率	(<u>138,600円</u>)																											
165,800円×改定率	(<u>173,300円</u>)																											
295	(2) ③ タイトル	(令和5年度は <u>48万円</u>)	(令和6年度は <u>50万円</u>)	2024.5.31																								
	欄外 (※9) 5行目～6行目	～、令和5年度は <u>48万円</u> とされた。	～、令和6年度は <u>50万円</u> とされた。	2024.5.31																								
305	(2) 最低保障額 囲みの下 2行目	※令和5年度価額： <u>新規裁定者 596,300円、既裁定者 594,500円</u>	※令和6年度価額： <u>612,000円 (既裁定者のうち昭和31年4月1日以前生まれの者は610,300円)</u>	2024.5.31																								
306	表 加給年金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和5年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>228,700円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和5年度価額)		224,700円×改定率	(<u>228,700円</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和6年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>234,800円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和6年度価額)		224,700円×改定率	(<u>234,800円</u>)	2024.5.31																
加給年金額 (令和5年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>228,700円</u>)																											
加給年金額 (令和6年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>234,800円</u>)																											
318	(2) 中高齢寡婦加算額 囲みの下 2行目	※令和5年度価額： <u>596,300円</u>	※令和6年度価額： <u>612,000円</u>	2024.5.31																								

★【第Ⅲ部】一般常識科目一第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識
法改正に伴う修正は、特にありません。

★【第Ⅲ部】一般常識科目一第10章 社会保険に関する一般常識

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日								
97	欄外(※8) 1行目	令和5年度の～	令和6年度の～	2024.5.31								
	4行目	～合計104万円(～	合計106万円(
	8行目	～(22万円)、～	～(24万円)、～									
103	欄外(※9) 2行目～3行目	～賦課限度額(令和5年度価額)は、66万円～。	～賦課限度額(令和6年度価額)は、原則80万円～。	2024.5.31								
147	4. 下から2行目～	令和5年度の特別障害給付金の月額、障害等級1級の場合が53,650円、障害等級2級の場合が42,920円です。	令和6年度の特別障害給付金の月額、障害等級1級の場合が55,350円、障害等級2級の場合が44,280円です。	2024.5.31								
148	●給付額の例 タイトル 右	※～を11,041円として計算	※～を11,333円として計算	2024.5.31								
	表 給付額(月額)の列	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,570円</td> </tr> <tr> <td>3,855円+2,760円=6,615円</td> </tr> <tr> <td>2,570円+5,521円=8,091円</td> </tr> </tbody> </table>	給付額(月額)		2,570円	3,855円+2,760円=6,615円	2,570円+5,521円=8,091円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,655円</td> </tr> <tr> <td>3,983円+2,833円=6,816円</td> </tr> <tr> <td>2,655円+5,667円=8,322円</td> </tr> </tbody> </table>	給付額(月額)	2,655円	3,983円+2,833円=6,816円	2,655円+5,667円=8,322円
	給付額(月額)											
	2,570円											
	3,855円+2,760円=6,615円											
2,570円+5,521円=8,091円												
給付額(月額)												
2,655円												
3,983円+2,833円=6,816円												
2,655円+5,667円=8,322円												
欄外(※5) 6行目～7行目	～。令和5年度の額は5,140円である。	～。令和6年度の額は5,310円である。										
欄外(※6) 3行目～4行目	～11,041円である(令和5年度の～。	～11,333円である(令和6年度の～。										
10行目	～により、5,520円となる。	～により、5,666円となる。										
欄外(※7)	令和5年度の額は、6,425円である。	令和6年度の額は、6,638円である。	2024.5.31									
153	欄外(※6) 2行目	イギリス、韓国、中国との協定では、～	イギリス、韓国、中国、イタリアとの協定では、～	2024.5.31								